

2023年度版 印南町まちづくり支援・助成事業

～「誇りあふれる郷」

への架け橋～



 印南町

目 次

思いやりと安らぎのある健康・福祉の郷 いなみ

1	インフルエンザ予防接種助成事業	P 1
2	風しん抗体検査及び予防接種助成事業	P 1
3	肺がんＣＴ検診事業	P 2
4	推定食塩摂取量測定事業	P 2
5	いなみ子宝・サポート事業（一般不妊治療助成・特定不妊治療助成）	P 3
6	妊婦医療費助成	P 3
7	妊婦健康診査費助成事業	P 4
8	産婦健康診査事業	P 4
9	産後ケア事業	P 5
10	新生児聴覚検査費用助成事業	P 5
11	乳幼児医療費助成	P 6
12	こども医療費助成	P 6
13	ひとり親家庭医療費助成	P 6
14	在宅育児支援助成事業	P 7
15	子育て短期支援事業	P 7
16	子育て応援PCR検査費助成事業	P 7
17	病児・病後児保育助成事業	P 8
18	ひきこもりサポートセンター委託事業	P 9
19	難聴児補聴器購入費助成事業	P 9
20	自立支援医療（精神通院医療）自己負担分助成	P10
21	重度心身障害者医療費助成	P10
22	障害者施設等通所補助	P11
23	福祉外出支援助成（おでかけサポート券）	P11
24	家族介護用品引き換えクーポン券支給事業（いきいきサポート券）	P11
25	高齢者地域見守りネットワーク事業	P12
26	認知症高齢者等安否確認事業	P12
27	生活管理指導短期宿泊事業	P13
28	高齢者生活管理指導員等派遣事業	P13
29	緊急通報装置貸与事業	P13
30	高齢者等見守り電話サービス事業	P14
31	高齢者等通所新事業	P14

豊かな心をはぐくむ子育て教育の郷 いなみ

32	子育ていなみっ子施策	P15
33	地域子育て支援拠点事業	P15
34	学童保育事業（印南町学童クラブ）	P15
35	ブックスタート事業	P16
36	指定ごみ袋助成事業	P16

豊かな自然とくらしが調和した安全・安心の郷 いなみ

37	若者定住促進賃貸住宅等家賃助成事業	P17
38	若者定住促進新築住宅等取得助成事業	P17
39	特定空家等除却費補助事業	P18
40	支障木等除去委託事業	P18
41	防犯灯（LED）設置助成事業	P19
42	住宅耐震改修補助事業	P19
43	印南町自主防災組織支援事業	P20
44	高齢者世帯等感震ブレーカー設置補助金	P20
45	高齢者世帯等家具転倒防止器具設置補助事業	P21
46	危険ブロック塀等耐震対策事業	P21
47	印南町町道草刈・美化活動等支援事業（草刈活動）	P22
48	印南町町道草刈・美化活動等支援事業（美化活動）	P22
49	印南町資源ゴミ集団回収奨励金交付事業	P22
50	印南町ごみ集積施設設置整備補助事業	P23
51	印南町家庭用生ゴミ処理機等購入費補助事業	P23
52	合併処理浄化槽設置整備事業	P24

地域産業が輝き豊かな交流の郷 いなみ

53	農業次世代人材投資資金事業（経営開始型）	P25
54	多面的機能支払交付金	P25
55	有害鳥獣捕獲報奨金事業	P26
56	鳥獣被害防止総合対策事業	P26
57	防護柵等設置支援事業	P26
58	中山間地域等直接支払事業	P27
59	農業用施設整備事業	P27
60	木材需要促進対策事業	P28

1 インフルエンザ予防接種助成事業

住民福祉課

目的・意義

インフルエンザワクチン接種費用の一部を助成することにより、接種を受けやすくする環境を整えてインフルエンザへの感染及び重症化を予防するとともに、集団の場でインフルエンザのまん延を防ぐことを目的とします。

補助内容等

- 1回の接種につき1,000円を限度に助成
- 13歳未満の児童については、2回を限度として助成
- 65歳以上で医師の判断により2回接種が必要な場合は2回目について1,000円を限度に助成

対象

- 生後6か月以上65歳未満の者



2 風しん抗体検査及び予防接種助成事業

住民福祉課

目的・意義

風疹は成人がかかると症状が重くなることがあります。また妊娠初期の妊婦さんが感染すると、生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きることがあります。それらを防ぐために、予防接種を実施します。

補助内容等

- 委託医療機関またはつれもて検診で抗体検査を受診できます。検査は無料です。

対象

- 昭和37年4月2日から昭和54年4月1日生まれの男性。以前に受けられている方は、対象外です。



3 肺がんＣＴ検診事業

住民福祉課

目的・意義

肺がんの早期発見・早期治療を行うことで、印南町に多い肺がん死亡率の減少に寄与するため、低線量肺がんＣＴ検診の受診料の一部を助成します。

補助内容等

●委託契約機関で低線量肺がんＣＴ検診を自己負担 2,000 円で受診可能

対 象

●年度内に、55 歳、60 歳、65 歳になる方

（この助成を受けた場合、つれもて健診、ドックの肺がん検診（エックス線検査）は受診できません）

4 推定食塩摂取量測定事業

住民福祉課

目的・意義

胃がんの早期発見・早期治療につなげるため、従来の胃エックス線検診に追加して、胃内視鏡検診を実施します。

補助内容等

●つれもて健診の際に、次の内容を無料で受けられます。（内容：問診、身体計測、血液検査、検尿、心電図、診察）

対 象

●40 歳以上の国民健康保険加入の方。後期高齢者医療保険加入の方が対象です。
また、20～39 歳の方で職場等で検診を受ける機会のない方も対象です。

5 いなみ子宝・サポート事業

一般不妊治療助成
特定不妊治療助成

住民福祉課

目的・意義

真に子どもを産み育てたいと希望する不妊や不育に悩む夫婦に対し、一般不妊治療または特定妊娠不妊治療に要する費用の一部を助成します。

補助内容等

(一般)

- 治療に要した費用（上限なし）

(特定)

- 県の助成とあわせて100万円を限度に1子ごとに6回まで助成
(※治療開始日における妻の年齢が40～43歳の場合は3回まで)

助成後に出産した場合は、助成回数をリセットできるが、要件による回数に変更なし。

(令和3年1月1日以降に治療終了したもの)

- 男性不妊治療費は県の助成後15万円を限度に助成

対 象

- 法律上の婚姻をしている夫婦または事実婚関係にある夫婦

※特定不妊治療については、和歌山県特定不妊治療費助成事業の助成金交付決定を受けている方

※転出入された場合は、印南町に住民票がある期間の費用に限る



6 妊婦医療費助成

住民福祉課

目的・意義

妊婦が病気などで保険診療を受けたときに支払った医療費を助成する制度です。

補助内容等

- 妊娠届受理日から出産完了日までに要した医療費

※転入した方は、転入の日から

対 象

- 健康保険に加入していること

- 他の医療費助成を受けていないこと

(生活保護、重度心身障害児者医療、ひとり親家庭医療等)



7 妊婦健康診査費助成事業

住民福祉課

目的・意義

妊婦の健康管理の充実や経済的負担を軽減し、安心して妊娠、出産ができる体制を確保します。

補助内容等

- 妊婦健康診査に要する費用
(受診券と自己負担分あわせて 116,190 円を上限)

対 象

- 印南町に妊娠の届出を行った者等
※ただし、転出入された場合は、印南町に住民票がある期間の費用に限ります。



8 産婦健康診査事業

住民福祉課

目的・意義

出産後間もない時期の産婦に対し、母体の身体的機能の回復や精神状態を把握するための健康診査を実施し、心身の状況を確認することにより、産後の初期段階における母子に対する支援を強化します。

補助内容等

- 今まで自費で受診されている産後 2～4 週前後の産婦の健診（問診、診察、体重・血圧測定、尿検査等）に、こころの健康状態の確認を追加し、産婦健康診査として 5,000 円を上限に公費負担します。
- 赤ちゃんの健康診査や産婦の医療に関する費用は対象外となります。
- 公費負担対象外の健診は自己負担になります。

対 象

- 概ね産後 2～4 週間の産婦

9 産後ケア事業

住民福祉課

目的・意義

体調や育児に不安や悩みのある産後 1 年未満の産婦に対し、心身のケアや育児のサポートを行うことで、母子とその家族が健やかな生活が送れるよう支援します。

補助内容等

- 宿泊プラン：お母さんと赤ちゃんが施設に宿泊してサービスを受けることができます。
- 日帰りプラン：お母さんと赤ちゃんが日中に施設でサービスを受けることができます。
- 訪問プラン：お母さんと赤ちゃんが日中に自宅でサービスを受けることができます。

対 象

- 体調や育児に不安や悩みのある、産後 1 年未満のお母さんと赤ちゃん
- 町民税の課税状況等により自己負担額が変わります

10 新生児聴覚検査費用助成事業

住民福祉課

目的・意義

新生児の聴覚に関する機能の状況について、早期確認及び早期対応を行うとともに、父母または新生児を保護する者に対し、検査に要する費用の一部を助成し、経済負担を軽減します。

補助内容等

- 聴覚検査費用の一部（上限 10,000 円/回）を助成
- 初回検査で要再検となった場合、確認検査(1 回分)の費用の一部(上限 10,000 円/回)も助成

対 象

- 新生児聴覚検査を受けた赤ちゃんの父母または新生児を保護する者
- 検査の方法は、自動聴性脳幹反応検査(AABR)又は耳音響放射検査(OAE) とします

11 乳幼児医療費助成

住民福祉課

目的・意義

乳幼児の健康と健やかな育成を図るため、保険診療による医療費の一部負担金を助成しています。

補助内容等

- 保険適用医療費が無料
(※保険診療外費用は、対象外となります)

対 象

- 小学校入学前までの乳幼児（6歳に達する日以後の最初の3月31日まで）



12 こども医療費助成

住民福祉課

目的・意義

保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、子どもの健康の保持と増進に寄与し、子育て支援をすることを目的とします。

補助内容等

- 保険適用医療費が無料
(※保険診療外費用は、対象外となります)

対 象

- 小学生・中学生・高校卒業相当年齢までの児童
(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)
※上記の条件を満たしていても、婚姻している方は対象外



13 ひとり親家庭医療費助成

住民福祉課

目的・意義

医療保険に加入している母子家庭、父子家庭などのひとり親家庭等の方が、病気やけがで医療機関を受診した場合、医療費の一部を助成する制度です。

補助内容等

- 保険適用医療費が無料（※保険診療外費用は、対象外となります）

対 象

- 何らかの医療保険に加入していること
- ひとり親家庭の父母等と、扶養されている児童（18歳になった日以後最初の3月31日まで）
- 一定の所得基準を超えていないこと

14 在宅育児支援助成事業

住民福祉課

目的・意義

安心して子どもを生み育てることができるよう、多子世帯の経済的負担を軽減することを目的とします。

補助内容等

●第2子以降の乳児（生後2か月を経過した日から満1歳まで）1人あたり月額3万円を支給します。（一部所得制限あり）

対 象

保育所等に入所せず家庭内で保育されている子のうち

●第2子：父母等の市町村民税所得割合算額が77,101円未満の世帯であること

●第3子以降：所得制限なし

15 子育て短期支援事業

住民福祉課

目的・意義

保護者の疾病その他の理由により、家庭において一時的に児童を養育することが困難となった場合等の理由により、児童等を一定期間「児童養護施設等」において保護します。

対 象

●一時的に養育を必要とする児童等

16 子育て応援PCR検査費助成事業

住民福祉課

目的・意義

妊娠や出産、子供の入院付き添い、子育て支援者（祖父母等）子育て世代やそれを支援する者に対する新型コロナウイルス感染症の診断のための検査に関する費用の一部を助成し、安心して出産または子育てできる環境を確保します。

補助内容等

●PCR検査を受けるもの1人につき22,000円を上限として支援します。

（1,000円未満の端数は切り捨て）

対 象

●検査時印南町内に住所を有しているもの

●印南町内に住所を有する子育て世代の者の配偶者または親族

上記のいずれかを満たす者

17 病児・病後児保育助成事業

住民福祉課

目的・意義

児童が入院を必要としない程度の病状で、病気の急性期～回復期にあたり、家庭や集団生活での保育が困難なお子さんを一時的にお預かりする事業を実施することにより、保護者の子育てや就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成並びに福祉の向上を図ります。

対象となる病気

- 風邪、下痢等、子どもが日常にかかる疾患
- 麻疹、水痘、風疹等の伝染病患者
- 喘息などの慢性疾患
- 骨折、熱傷等の外傷性疾患

対象児童（以下のいずれにもあてはまるお子さま）

- 印南町に居住していること
- 生後9週～就学前（ただし特に必要な場合は、小学校3年生まで）
- 医師の診断に基づき医師より許可されていること
- 保護者の就労、疾病、冠婚葬祭等社会的な理由により、家庭での保育が困難な状況にあること

利用料金

- 前年度町民税課税世帯（1日2,000円/半日1,000円）
 - 前年度町民税非課税世帯（1日1,000円/半日500円）
 - 生活保護世帯（全額免除）
- ※利用料金は、消費税改定により変更になる可能性があります。

実施場所

- 特定・特別医療法人 黎明会北出病院 病児保育室 ひまわり

18 ひきこもりサポートセンター委託事業

住民福祉課

目的・意義

社会的ひきこもり状態に陥っている者及び家族の支援拠点づくりを行い、サポート派遣等を通じてひきこもり者に対する早期支援・自立支援をはかります。

委託内容等

●NPO 法人ヴィダ・リブレに委託し、無料で相談を受けられます。

対 象

●印南町内に在住するひきこもりの状態にある者及びその家族

19 難聴児補聴器購入費助成事業

住民福祉課

目的・意義

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児の補聴器購入費用の一部又は全部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援します。

補助内容等

●要綱に定める選定額の 3 分の 2（1,000 円未満は切り捨て）を助成。

※市町村民税非課税世帯は 10 分の 10 を助成。

対 象

●両耳の聴力レベルが 30dB 以上 70dB 未満で、身体障害者手帳の交付の対象とならない者

●指定自立支援医療機関の医師が補聴器の装用により言語の習得等一定の効果が期待できると判断する者。

20 自立支援医療（精神通院医療）自己負担分助成

住民福祉課

目的・意義

精神障害者が通院医療を受ける場合において、医療費の一部を支給することにより、精神的健康の保持と増進を図ることを目的とします。

補助内容等

●通院医療費の額は、指定自立支援医療機関における一部負担金の額で、受給者証に記載されている自己負担上限額月額以内の支給です。なお、診断書は公費負担の対象となりません。

対 象

●自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方

21 重度心身障害者医療費助成

住民福祉課

目的・意義

重度心身障害児者の方に対し、医療費の一部を支給し保健福祉の増進に寄与することを目的とします。

補助内容等

●保険適用医療費が無料（※保険診療外費用は、対象外となります）

対 象

- 身体障害者手帳 1 級・2 級所持者及び 3 級の者（ただし、3 級の者は入院医療費のみ）
- 療育手帳 A 級所持者
- 特別児童扶養手当 1 級該当者

22 障害者施設等通所補助

住民福祉課

目的・意義

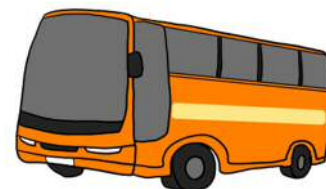
在宅心身障害児者に対し日常生活及び就労活動等を実施する施設等に通所するための交通費を助成することにより、社会参加を促進します。

補助内容等

- 一人当たり 1 か月 10,000 円を上限に交通費の 1/2

対 象

- 在宅心身障害児者等



23 福祉外出支援助成(おでかけサポート券)

社会福祉協議会

目的・意義

重度心身障害児者や在宅高齢者等にタクシー及びバスの利用料金の一部を助成（助成券）し、日常生活の便宜を図ることで行動範囲を広げます。

補助内容等

- 1年につき 20,000 円（500 円券×40 枚）
- 乗車 1 回につき最大 4 枚まで(乗り合わせの場合、1 人につき最大 4 枚まで)使用可能

対 象

- 身体障害者手帳(1・2 級)、療育手帳(A1・A2) 及び精神障害者保健福祉手帳の所持者
- 満 75 歳以上の在宅高齢者
- 70 歳以上で運転免許証を自主返納された方



24 家族介護用品引き換えクーポン券支給事業 (いきいきサポート券)

社会福祉協議会

目的・意義

在宅で要援護高齢者を介護する家族に、介護用品（介護用紙おむつ等）購入費用の一部としてクーポン券を支給することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、要援護高齢者の在宅生活の継続、向上を図ります。

補助内容等

- 一人当たり 1 か月 3,000 円

対 象

- 在宅高齢者等を介護している家族



25 高齢者等地域見守りネットワーク事業

住民福祉課

目的・意義

認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域で見守り体制を構築し、認知症高齢者等とその家族への支援を行います。

補助内容等

- 認知症高齢者等を把握し、地域・関係機関による緊急連絡体制や支援体制を構築
- 認知症高齢者等の保護とその家族への支援
- 認知症高齢者等行方不明者に対する捜索協力

対 象

- 在宅で生活しているおおむね 65 歳以上の認知症高齢者等
- 認知症高齢者等を介護する家族等

26 認知症高齢者等安否確認事業

住民福祉課

目的・意義

1 人暮らし高齢者や認知症高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう又、遠隔地に在住する家族等の安否不安を解消するため、日常生活の中での相談、援助及び見守りを行い本人及びその家族への支援を行います。

補助内容等

- 対象者宅を訪問し、日常生活上の相談、支援、及び緊急通報装置の点検等及び見守り等を実施します。

対 象

- 在宅で生活しているおおむね 65 歳以上の 1 人暮らし高齢者や高齢者世帯
- 在宅で生活しているおおむね 65 歳以上の認知症高齢者等



27 生活管理指導短期宿泊事業

住民福祉課

目的・意義

介護保険の給付対象外となる高齢者に対し短期宿泊により、基本的な生活習慣の確立が図れるように援助します。

補助内容等

●養護老人ホームで数日間短期入所して活力を取り戻します。

対 象

●介護保険による保険給付の対象にならない65歳以上の一人暮らしまたは、これに準ずるもの

28 高齢者生活管理指導員等派遣事業

住民福祉課

目的・意義

一人暮らし高齢者及び高齢者世帯で、日常生活を営むうえで身体的・精神的に困難さがある高齢者等に対し、日常生活に必要な支援や指導を行い要介護状態への進行を予防します。

補助内容等

●ヘルパーが自宅訪問をして、生活支援（ごみ出し支援を含む）や相談に応じます。

対 象

●要介護認定を受けていない方で、日常生活や家事などに支援や指導が必要なもの

29 緊急通報装置貸与事業

住民福祉課

目的・意義

一人暮らし高齢者等に対し緊急通報装置を貸与することにより、急病や災害等緊急時に迅速かつ適切な対応を図ります。

補助内容等

●緊急通報装置を貸与します。

対 象

●おおむね65歳以上の独居世帯、高齢者のみの世帯等で町長が必要と認めるもの



30 高齢者等見守り電話サービス事業

住民福祉課

目的・意義

高齢者等が安心して暮らせるための見守り事業として、町内に居住する在宅の高齢者等に対し、電話による見守りを実施することにより、高齢者等の安否確認を行います。

補助内容等

- 1日1回、対象者に対し、電話で安否確認を行います。

対 象

- 町内に住所を有する、おおむね65歳以上の1人暮らし高齢者等

31 高齢者等通所支援事業

住民福祉課

目的・意義

介護保険の給付対象外となる高齢者等に対し、デイサービスセンター等において各種サービスを提供することにより、生きがいつくり、自立生活の助長、社会的孤立感の解消及び心身機能の維持・向上を図ります。

補助内容等

- デイサービスへの通所を支援します。

対 象

- 要介護認定を受けていない方で、町内に住所を有するおおむね65歳以上の高齢者

32 子育ていなみっ子施策

教育課

目的・意義

子育てにかかる経済的負担軽減とともに、家庭・園・学校が連携し子どもたちの健やかな成長を願い義務教育 12 か年教育の充実を図ります。

補助内容等

- 幼児教育（3～5 歳児）へ保育教諭の複数配置
- 保育料は国基準の半額化
- 第 3 子以降の保育料無料
- 第 2 子保育料無料（一定の収入条件あり）
- 3～5 歳児の副食費が無償

対 象

- 0 歳児から 5 歳児までの乳幼児



33 地域子育て支援拠点事業

教育課

目的・意義

遊びを通して子どもの成長発達を促し、親子のふれあいを育むとともに、子育てに関する情報の提供や不安や悩みを持つ親に対する子育て相談アドバイスを行うことにより、家庭での教育力の向上を図ります。

補助内容等

- 育児教室（ひまわり教室）や子育てサークルにおいて、家庭教育に関する支援を行います。

対 象

- 乳幼児と保護者



34 学童保育事業（印南町学童クラブ）

教育課

目的・意義

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校 6 年生までの児童に対し、放課後や学校休業日に児童の安全な居場所の確保と健全な育成（遊びや生活の場、集団での学びの場の提供）を図ることを目的とします。

補助内容等

- 同一世帯から 2 人以上利用する場合、2 人目以降の利用料（3,500 円／月）は半額（※利用にあたり、教材費 1,500 円／月が別途必要です）

対 象

- 小学校に就学中の 1 年生から 6 年生までの児童

35 ブックスタート事業

教育課

目的・意義

ブックスタートとは、親子で絵本を開く楽しさを味わうきっかけをつくる活動です。乳幼児から読書に親しむ習慣が養われていることを目的とし、「絵本の読み聞かせ」や「絵本の紹介」をしています。

補助内容等

- 出生届の提出時、6 か月児及び 2 歳児の健康相談日に絵本のプレゼント

対 象

- 出生児、6 か月児、2 歳児

36 指定ごみ袋助成事業

住民福祉課

目的・意義

ごみ処理の有料化に伴い、在宅において常時紙おむつやストマ用装具等を必要とする高齢者や乳幼児及び障害児者のいる世帯に指定ごみ袋（20 リットル仕様）を無料交付することにより、経済的負担の軽減と福祉的配慮及び子育て支援の一環として実施します。

補助内容等

- 燃えるごみ専用袋（20 リットル使用）を年 120 枚、月単位で配付する場合は月 10 枚とします。（10 枚未満の端数が有る場合は繰り上げた数とします。）

対 象

- 3 歳未満の乳幼児がいる世帯
- 65 歳以上で、介護保険法第 7 条第 3 項に規定する要介護者または同条第 4 項に規定する要支援者、または継続してその状態に相当すると認められる者または、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者で紙おむつ等及びストマ用装具利用者
- 印南町日常生活用具の給付等に関する規則第 2 条に規定する対象者のうち排泄管理支援用具の給付を受けている障害児者

37 若者定住促進賃貸住宅等家賃助成事業

企画産業課

目的・意義

町内の賃貸住宅に入居する若者世帯に家賃の一部を助成することにより、入居者の負担軽減を図り、若者の定住を促進することを目的とします。

補助内容等

- 単身世帯 月額実質家賃に 100 分の 30 を乗じて得た額（上限 10,000 円）
- 同居世帯 月額実質家賃に 100 分の 40 を乗じて得た額（上限 15,000 円）
- 同居世帯（夫婦又は一人親で小学生までの子どもを含む世帯）
月額実質家賃に 100 分の 50 を乗じて得た額（上限 20,000 円）

対 象

- 申請者が 18 歳以上 45 歳未満で世帯員に 45 歳以上の方がいない若者世帯
- 印南町の住民として住民登録し、定住する意志がある世帯
- 印南町の家賃助成対象住宅として登録されている賃貸住宅
- 世帯員の親族（3 親等以内）が所有・経営している賃貸住宅でないこと
- 賃貸借契約書の契約者が世帯主であること
- 毎月支払う実質家賃（共益費・駐車場代等は除く）から、勤務先事業主より支払われる住居手当を控除した額が 25,000 円以上の世帯
- 町税・使用料等に滞納がないこと
- 生活保護法の規定による住宅扶助、その他公的制度による家賃助成金等を受けていないこと

38 若者定住促進新築住宅等取得助成事業

企画産業課

目的・意義

町内において土地を取得、又は所有する土地に住宅を新築、購入、又は改築した方に、それらに要した費用の一部を助成することにより、若者定住を促進することを目的とします。

補助内容等

- 100 万円

対 象

- 申請者（登記名義人）の年齢が、建物の所有権保存登記又は所有権移転登記時に満 18 歳以上 45 歳未満の方
- 印南町内に住宅を取得し、住民登録して定住する意志がある方
- 住宅の取得（土地購入費含む）及び改築費に 1,000 万円以上要している方
※ 共同所有の場合は、申請者（登記名義人）の持分が 1,000 万円以上ある方
- 新築・購入・改築した住宅の延床面積が 70 m²以上 280 m²以下であること
- 取得した住宅に玄関・居室・台所・浴室・トイレが完備されていること
- 新築住宅の引き渡し・購入・改築したのが平成 23 年 4 月 1 日以降であること
※ ただし、申請者が「公務員であること」「年収が 600 万円以上であること」にあてはまる場合は、平成 29 年 4 月 1 日以降であること
- 町税・使用料等に滞納がないこと

39 特定空家等除却費補助事業

企画産業課

目的・意義

町内にある老朽化して周辺に危害を及ぼす可能性がある特定空家等の除却に要する費用の一部を補助することにより、危険な空家の除却を推進し、町民の安全の確保及び住環境の向上を図ることを目的とします。

補助内容等

- 特定空家等（付属する工作物を含む）の除却に要する費用の4分の3（上限75万円）
※ブロック塀等耐震対策事業との併用はできません。

対 象

- 町内に存する建築物
- 延べ面積の2分の1以上が居住の用に供されていた建築物で居住の用に供されなくなった日から1年以上経過している建築物
- 以下のいずれかに該当する建築物
 - ・印南町地域防災計画に定める緊急輸送道路沿いにある建築物
 - ・倒壊により避難経路等が寸断される可能性のある建築物
 - ・通学路沿いにある建築物
- 印南町特定空家等の判断基準による評点が100点以上である建築物
- 公共事業による移転、建替え等の補償契約を締結していない建築物

代理受領制度

当初の費用負担を軽減するため、工事等を実施した施工業者が、補助金申請者からの委任を受け、補助金の代理受領を行うことができる代理受領制度も活用できます。

40 支障木等除去委託事業

企画産業課

目的・意義

住宅地にある危険な支障木について、伐採・除去を行い、災害を未然に防止することを目的とします。

補助内容等

- 林業関係事業者に支障木の伐採・除去を委託

対 象

- 印南町内の住宅地にある倒木等の恐れがある危険な支障木

41 防犯灯（LED）設置助成事業

総務課

目的・意義

地球環境への負荷の少ない LED 防犯灯の設置を促進し、経費の節減、地球温暖化対策、安全、安心なまちづくりを推進します。

補助内容等

- LED 防犯灯の新設 事業費の 2/3 以内（上限 15,000 円）
- LED 防犯灯への機種変更 事業費の 3/4 以内（上限 15,000 円）

対 象

- 区または自治会



42 住宅耐震改修補助事業

総務課

目的・意義

地震発生時における住宅の倒壊等による災害を防止するため、平成 12 年 5 月以前に建築された木造住宅及び昭和 56 年 5 月以前に建築された非木造住宅の耐震補強設計並びに耐震改修工事（建替えを含む）を実施する者に対し、補助金を交付します。

補助内容等

- 耐震診断（木造）…無料（48,000 円が無料）
- 耐震診断（非木造）…耐震診断費の 2/3（上限 89,000 円）
- 耐震補強設計・現地建替設計…補強設計費・現地建替費の 2/3（上限 132,000 円）
- 耐震改修・現地建替…耐震改修費・現地建替費※1 の 2/3 + α （上限 600,000 円 + α ）
現地建替の場合は、耐震改修に要する費用相当分が対象
- 耐震改修（建替含む）・耐震補強設計の総合実施…（定額 666,000 円 + 工事費の 40%）
- 耐震ベッド・耐震シェルター…設置工事の 2/3（上限 266,000 円）

※木造住宅のみ対象

対 象

- 耐震診断、耐震補強設計、現地建替設計、耐震改修、現地建替
- 平成 12 年 5 月以前に建築された木造住宅及び昭和 56 年 5 月以前に建築された非木造住宅が対象＜耐震補強設計・現地建替設計の場合＞
- 耐震診断の結果、木造では評点 1.0 未満の住宅、非木造では評点 0.6（1 次診断の場合、評点 0.8）未満の住宅が対象＜耐震改修・現地建替の場合＞
- 【一般型補強】木造の場合、改修前評点 1.0 未満を改修後評点 1.0 以上、非木造の場合、改修前評点 0.6（1 次診断の場合、評点 0.8）未満を改修後評点 0.6（1 次診断の場合、評点 0.8）以上にする耐震改修工事が対象
- 【一般型補強】木造住宅であり、改修前評点 0.7 未満を改修後評点 0.7 以上にする耐震改修工事が対象

代理受領制度

当初の費用負担を軽減するため、工事等を実施した施工業者が、補助金申請者からの委任を受け、補助金の代理受領を行うことができる代理受領制度も活用できます。

43 自主防災組織支援事業

総務課

目的・意義

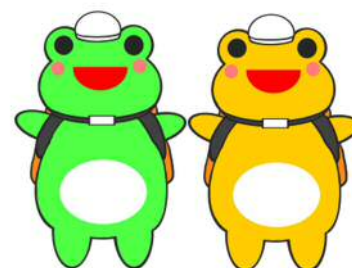
町内の自主防災組織に対して補助金を交付することにより、町民の自主的な防災意識の高揚を図り、防災資機材を整備し、防災活動を実施することにより地域が一体となった自主防災態勢の確立を図ることを目的とします。

補助内容等

- 活動費補助金：世帯割額（200 円/世帯）+均等割額 20,000 円
- 防災資機材等の整備：限度額 200,000 円

対 象

- 町内の自主防災組織が資機材の整備、簡易な避難道の整備、防災意識の普及促進等の事業について補助
- 次に掲げる事業を実施する自主防災会
 - ア 組織の設立及び活動事業
 - イ 防災資機材整備事業
 - ウ 地震津波対策を図る事業
 - エ 防災資機材等の充実を図る事業
 - オ 防災意識の普及促進を図る事業



44 高齢者世帯等感震ブレーカー設置補助金

総務課

目的・意義

地震発生後の漏電による火災を防ぐことを目的とし、高齢者世帯等を対象に感震ブレーカーの購入・設置に要する費用の一部を補助します。

補助内容等

- 感震ブレーカーの設置に要する費用を補助（上限 2 万円）

対 象

- 65 歳以上の高齢者のみの世帯
- 障害をお持ちの方のみの世帯（障害者手帳の所持者が対象）
- 65 歳以上の方と障害をお持ちの方のみの世帯

45 高齢者世帯等家具転倒防止器具設置補助事業

総務課

目的・意義

地震発生時等に家具の転倒による、圧死・避難の妨げを未然に防ぐため、高齢者世帯等を対象に、家具転倒防止器具の購入及び取付に要する費用の一部を補助します。

補助内容等

- 家具転倒防止器具の購入・取付に要する費用（上限 7,000 円）

対 象

- 65 歳以上の高齢者のみの世帯
- 障害をお持ちの方のみの世帯（障害者手帳の所持者が対象）
- 65 歳以上の方と障害をお持ちの方のみの世帯

46 危険ブロック塀等耐震対策事業

総務課

目的・意義

地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による災害の防止と、津波発生時の避難路の寸断を防ぐため、ブロック塀等の撤去・改善・補強に要する費用の一部を補助します。

補助内容等

- ブロック塀等の撤去・改善・補強に要する経費の 9/10 以内（上限額有り）
 - ・撤去：既存のブロック塀等を延長 2 メートル以上を撤去【上限：20 万円】
 - ・改善：既存のブロック塀等を撤去し、フェンス等他の塀へ転換【上限：40 万円】
 - ・補強：既存のブロック塀等に控壁又は鉄筋、鋼柱等で補強【上限：20 万円】
- ※ブロック塀等の撤去等による対策を行う場合、延長によって補助金額が変更することがあります。

対 象

- 町内の避難路（不特定多数の人が避難する際に利用する通路）に面した箇所のブロック塀等
- 地盤面からの高さが 0.6m（3 段積み）以上のブロック塀
- 申請日において、印南町税（国民健康保険税を含む）を滞納していない方で、次の 1～3 のいずれかに該当する方。
 - 1, ブロック塀等を所有する個人又は当該所有者と親族関係にある者
 - 2, ブロック塀等を所有する法人又は自治会等の地縁団体
 - 3, ブロック塀等の所有者の承諾を得て実施する当該地域の自主防災組織

代理受領制度

当初の費用負担を軽減するため、工事等を実施した施工業者が、補助金申請者からの委任を受け、補助金の代理受領を行うことができる代理受領制度も活用できます。

47 町道草刈・美化活動等支援事業(草刈活動)

建設課

目的・意義

町民との協働の推進、道路愛護意識の向上及び地域の交通の安全確保等を目的とします。

補助内容等

- 草刈り活動等については、1㎡当たり 50 円（上限 100,000 円）

対 象

- 印南町 33 区（既に補助金を受給し実施している事業については補助対象事業外）
- 町道の路肩や路側に繁茂した通行の妨げとなる草等の伐採（草刈幅の横断は 1m、延長は 200m 以上）
- 年一回の事業を対象



48 町道草刈・美化活動等支援事業(美化活動)

建設課

目的・意義

町民との協働の推進、道路愛護意識の向上及び地域の交通の安全確保等を目的とします。

補助内容等

- ごみ袋等の必要な原材料費（上限 15,000 円）

対 象

- 印南町 33 区会及び町内に組織する団体（既に補助金を受給し実施している事業については補助対象事業外）
- 清掃、除草、花植え、植栽等の管理
- 美化活動等については、ごみ袋等の美化活動に必要な原材料費を年一回限り支給



49 資源ごみ集団回収奨励金交付事業

生活環境課

目的・意義

ごみの減量、資源の有効利用を促進します。

補助内容等

- 対象団体が集団回収し、回収業者に引き渡した資源ゴミの重量 1kg 当たり 5 円を交付します。（一団体上限 20 万円）

対 象

- 新聞、雑誌、ダンボール
- 町内の各地区、PTA、福祉団体等営利を目的としない団体（事前に登録が必要）



50 ごみ集積施設設置整備補助事業

生活環境課

目的・意義

家庭から排出されるごみを適正に処理し、公衆衛生の保全と環境美化に努めるため、ごみ集積施設設置費の一部を補助します。

補助内容等

- 施設 1 ヶ所当たり、その施設の設置に要する経費の 2 分の 1 (1,000 円未満の端数は切捨て) の補助率で、50,000 円を上限とします。

対 象

- 施設の設置に要する経費 (維持管理費及び用地費は助成対象外)
- ごみ集積施設を設置しようとする 3 戸以上の世帯の代表者 (集合住宅入居者及び事業所は除く)

51 家庭用生ごみ処理機等購入費補助事業

生活環境課

目的・意義

生ごみの減量化及び堆肥として資源の再利用を奨励します。

補助内容等

- 家庭用生ごみ処理機：限度額が 20,000 円で 2 分の 1 の補助率
- コンポスト容器及び EM 容器：限度額が 3,000 円で 2 分の 1 の補助率

対 象

- 家庭用生ごみ処理機、コンポスト容器及び EM 容器設置者
- 印南町住民基本台帳記載世帯、町税完納世帯
- この補助金の交付を受けたことがない世帯、又は交付後 5 年以上経過している世帯



52 合併処理浄化槽設置整備事業

生活環境課

目的・意義

家庭のし尿、雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上と公共用水域の汚濁防止を図るため、合併処理浄化槽の設置費の一部を補助します。

補助上限額

通常補助額

人槽区分	浄化槽設置に要する費用	単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換		
		単独処理浄化槽の撤去に要する費用	くみ取り槽の撤去に要する費用	宅内配管工事に要する費用
5 人槽	332,000 円	120,000 円	90,000 円	300,000 円
6～7 人槽	414,000 円			
8～50 人槽	548,000 円			

面的整備追加補助額

人槽区分	新築住宅追加補助額	単独処理浄化槽又はくみ取り槽からの転換追加補助額	
		(撤去有り)	(撤去無し)
5 人槽	100,000 円	101,000 円	101,000 円
6～7 人槽	100,000 円	125,000 円	125,000 円
8～50 人槽	100,000 円	165,000 円	213,000 円

対 象

- 農業集落排水事業実施地区（古井、山口、宮ノ前、古屋）を除く町内全域で印南町合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第 3 条第 1 項第 2 号に規定する補助対象合併処理浄化槽を設置しようとする者（ただし、古井、山口、宮ノ前、古屋地区でも補助対象となる場所がありますので、生活環境課で確認をしてください）
- 印南町に住民登録をして居住している者、または住民登録をして居住することを確約した者で、次の各号の条件を満たす者
 - ア 浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届け出の受理書の交付並びに建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号) 第 6 条第 1 項に基づく確認を受けた者
 - イ 和歌山県浄化槽に関する指導要綱に基づき適正に維持管理を行う者
 - ウ 継続的な使用が認められる者
 - エ 住宅等を借りている者が合併処理浄化槽を設置する場合、賃貸人の承諾が得られた者
 - オ 販売又は賃貸目的の住宅でないこと
 - カ 町税、水道料金等の滞納が無い者

※同年度内に同地区で 3 件以上が合併浄化槽を設置（単独浄化槽・汲み取りからの転換が半数以上）することで、通常よりも補助金が増額する面的整備事業も併せておこなっています。面的整備を希望される場合、区長から合併処理浄化槽面的整備の実施要望書を提出して頂く必要があります。

53 農業次世代人材投資資金事業（経営開始型）

企画産業課

目的・意義

経営の不安定な新規就農者に、農業経営の開始後最長 5 年間、年間最大 150 万円を交付します。

補助内容等

●最長 5 年間、年間最大 150 万円（経営の自立を促すため、就農後の所得増加に応じて交付額は減額されます。）

対 象

- 独立・自営就農時の年齢が原則 45 歳未満であり、強い意欲を有すること。
- 独立・自営就農であること。
農地の所有権・利用権を自身が有している、主要な農機具・施設等を自身が所有している又は借りている、農産物等の売上や経費支出を自身名義の通帳及び帳簿で管理している等。（親元就農の場合は、親から独立した経営を築く等、親の農業経営をそのまま引き継ぐものではないこと。）
- 就農 5 年後には農業で生計を成り立たせる計画書を提出し、町の認定を受けること。
- 集落・地域の農業者により策定される「人・農地プラン」で、地域の中心経営体に位置付けられていること。（地域の農業者による話し合いが必要）または、農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 農業経営の状況を、交付期間と交付終了後 5 年程度の期間にわたり、定期的に町に報告できること。
- 生活保護等、生活費を支給する国の他の事業との重複受給にならないこと。
- その他、交付条件を満たすこと。

54 多面的機能支払交付金

企画産業課

目的・意義

地域共同で行う農地・水路等の日常管理と農村環境向上のための活動に対する支援及び水路等施設の長寿命化に取り組む活動組織について支援をします。

補助内容等

- 田 10a あたり 9,200 円以内
- 畑 10a あたり 5,080 円以内

対 象

- 対象組織が行う、地域共同による農用地、水路、農道等の基礎的保全活動及び施設の軽微な補修、老朽化が進む農業用排水路等の長寿命化のための補修・更新等の活動に要する経費
- 地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源の基礎的な保全管理活動、施設の軽微な補修、老朽化が進む農業施設の補修・更新を 5 年以上続けて行う活動組織

55 有害鳥獣捕獲報奨金事業

企画産業課

目的・意義

野生鳥獣による、農作物への被害を軽減するため、有害鳥獣駆除活動を支援します。

補助内容等

- ニホンザル (銃器) 30,000 円 (わな) 20,000 円
- イノシシ (銃器) 15,000 円 (わな) 6,000 円
- ニホンジカ (銃器) 15,000 円 (わな) 6,000 円
- アライグマ 3,000 円 ●カラス 3,000 円

対 象

- ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、カラスについて、捕獲数と捕獲方法に応じて報奨金を支給
- 町から依頼を受けた有害捕獲従事者



56 鳥獣被害防止総合対策事業

企画産業課

目的・意義

野生鳥獣による農作物への被害防止を図るため、農地の防護に係る事業を実施する農業者の団体に対して、防護柵資材を提供します。

補助内容等

- 資材支給

対 象

- 防護柵で囲む農地内 (1 工区) の受益者が 3 戸以上の場合、鳥獣被害防止対策協議会が一括して資材を購入し、資材を配布
- ※国庫補助金の配分状況によっては、資材費の一部を負担していただく場合あり

57 防護柵等設置支援事業

企画産業課

目的・意義

野生鳥獣による農作物への被害防止を図るため、農地の防護に係る事業を実施する農業者の団体に対して、補助金を交付します。

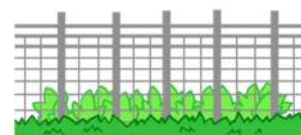
補助内容等

資材費の 3 分の 2 以内：

イノシシ・シカ用 1mあたり 900 円以内、サル用 1mあたり 2,000 円以内

対 象

- 防護柵で囲む農地内 (1 工区) の受益者が 2 戸以下の場合
- 2 戸以上の農業者をもって組織する団体



58 中山間地域等直接支払事業

企画産業課

目的・意義

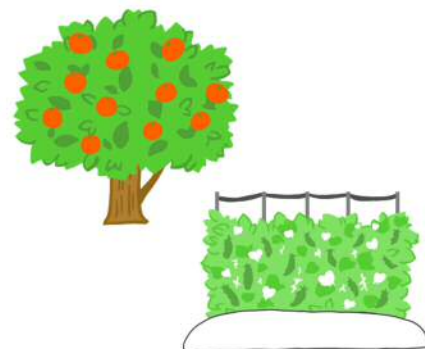
耕作放棄地の増加により、国土の保全、水源のかん養等、多面的機能の低下が懸念されている中山間地域において、担い手の育成等による農業生産の維持を通じ、多面的機能を確保します。

補助内容等

- 田（急傾斜） 10a あたり 21,000 円
- 畑（急傾斜） 10a あたり 11,500 円
- 畑（緩傾斜） 10a あたり 3,500 円

対 象

- 農業生産活動を継続する活動
- 中山間地域等農業不利地域において 5 年以上農業を続ける事を約束した集落



59 農業用施設整備事業

建設課

目的・意義

農業用施設の改良、改修、維持修繕、小規模災害の復旧等を実施し、農業生産の条件整備を目的とします。

補助内容等

- 補助金対象経費 1/2(上限 10 万円)

対 象

- 小規模な農道、用排水路、ため池等の農業用施設や、災害復旧事業に採択されない小規模災害
- 生コンクリート、U 型溝、ヒューム管等の二次製品の工事施工に要する費用とその原材料費（※ただし、同箇所では連続 2 年までの施工とします）
- 受益範囲が 2 戸以上の農業者、区、水利組合又は土地改良区とし、次の各号いずれかに該当するものを除きます。
 - ア 申請者が町税等の滞納者
 - イ 町税等の滞納者を除いた場合、受益範囲が 2 戸未満となる団体

60 木材需要促進対策事業

企画産業課

目的・意義

間伐及び皆伐の利活用の推進し、木材需要を促進することにより、地域林業の振興を図ることを目的とします。

補助内容等

- 間伐材・皆伐材 1 本につき、150 円を補助。

対 象

- 紀中森林組合中津事業所小径木処理加工施設に出荷した間伐材・皆伐材であること。
- 町内の森林において産出される間伐材及び皆伐材であること。
- 間伐材及び皆伐材の規格は、原則として末口 8cm 以上、長さ 3m 以上であり、小径木加工処理施設において利用できると認められるものであること。